

第5章 介護保険で利用できるサービス

「在宅で」「通いで」「施設で」利用できるさまざまな介護サービスは、1割～3割の自己負担で利用できます。このほかに、居住費、食費、日常生活費がかかる場合があります。費用はサービスを提供する事業所などの体制などによって異なります。

第5章で
使用している
マークの意味

要介護 要介護1～5の人が利用できるサービス

要支援 要支援1・2の人が利用できるサービス

居宅サービス＜在宅でサービス利用＞

※記載の金額は、利用者負担1割の場合の費用です。 令和8年4月1日現在の費用額のためやす

自宅での日常生活をサポートしてもらう

要介護 訪問介護(ホームヘルプ)

自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパーによる本人への身体介護や生活援助が受けられます。

※共生型サービス事業所の場合は、障がい福祉サービス事業所でも介護保険サービスを利用できます。

▼サービス費用のためやす

身体介護(20分以上30分未満)(1回) 例) 食事・排せつ・入浴の介助 など	250円
生活援助(20分以上45分未満)(1回) 例) 掃除・洗濯・買い物・調理の支援 など	183円

※早朝、夜間、深夜、緊急時訪問などは加算あり

通院などのための乗車・降車の介助(1回)	99円
----------------------	-----

サービスの対象外です

- 本人以外の家族のための家事
- ペットの世話
- 草むしり・花の手入れ
- 大掃除や屋根の修理などの日常的な家事の範囲を超えるもの 等
- 来客の対応
- 洗車

共生型サービスとは？

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障がい福祉サービスを一体的に提供する取り組みです。障がいのある人が65歳以上になっても、なじみの事業所でサービスを受けることができます。

※対象サービス……「訪問介護」「(地域密着型)通所介護」「(予防)短期入所生活介護」「(予防)小規模多機能型居宅介護」「看護小規模多機能型居宅介護」

自宅で入浴の介助をしてもらう

要介護 訪問入浴介護

訪問入浴車などで訪問し、入浴の介護が受けられます。

▼サービス費用のためやす

全身入浴(1回)	1,293円
----------	--------



要支援 介護予防訪問入浴介護

自宅に浴槽がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合に限定して、訪問による入浴の介護が受けられます。

▼サービス費用のためやす

全身入浴(1回)	874円
----------	------

自宅で看護を受ける

要介護 訪問看護

看護師などによる療養上の世話や診療の補助が受けられます。

▼サービス費用のためやす

訪問看護ステーションの場合 (30分未満)(1回)	481円	病院または診療所の場合 (30分未満)(1回)	408円
------------------------------	------	----------------------------	------

※早朝、夜間、深夜、緊急時訪問などは加算あり

要支援 介護予防訪問看護

疾患などを抱えて外出が困難な場合に、看護師などによる療養上の世話や診療の補助が受けられます。

訪問看護ステーションの場合 (30分未満)(1回)	461円	病院または診療所の場合 (30分未満)(1回)	390円
------------------------------	------	----------------------------	------

自宅でリハビリをする

要介護 訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士などによる機能訓練が受けられます。

サービス費用のためやす	1回につき	314円
-------------	-------	------

要支援 介護予防訪問リハビリテーション

在宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士、作業療法士などによる機能訓練が受けられます。

サービス費用のためやす	1回につき	303円
-------------	-------	------

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

契約するときの注意点・サービスに苦情や不満があるとき

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者相談センター(地域包括支援センター)とは

その他の在宅サービス

日帰りで施設に通って入浴や食事などのサービスを受ける

要介護 通所介護(デイサービス)

通所介護事業所に通って入浴や食事の介助、機能訓練などが受けられます。

※共生型サービス事業所の場合は、障がい福祉サービス事業所でも介護保険サービスを利用できます。



▼サービス費用のめやす

通常規模事業所利用の場合 (7時間以上8時間未満)	要介護1	668円
	要介護2	788円
	要介護3	913円
	要介護4	1,038円
	要介護5	1,164円

※食費、日常生活費は別途かかります。
※費用は事業所の種類・サービスによって異なります。

日帰りで施設に通ってリハビリする

要介護 通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所に通って、必要な機能訓練が受けられます。

▼サービス費用のめやす



通常規模事業所利用の場合 (7時間以上8時間未満)	要介護1	775円
	要介護2	919円
	要介護3	1,064円
	要介護4	1,236円
	要介護5	1,403円

※個別のリハビリを行った場合は加算あり ※食費、日常生活費は別途かかります。

要支援 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所に通って、必要な機能訓練が受けられるほか、その人の目標に合わせたサービスを提供します。

▼サービス費用のめやす

1か月あたり	要支援1	2,307円
	要支援2	4,300円

※食費、日常生活費は別途かかります。

自宅で医師などから指導・管理を受ける

要介護 居宅療養管理指導

要支援 介護予防居宅療養管理指導

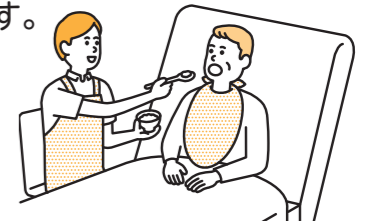
医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、医学的な管理や指導が受けられます。

▼サービス費用のめやす

医師による指導(1か月に2回まで)	515円
歯科医師による指導(1か月に2回まで)	517円
薬局の薬剤師による指導(1か月に4回まで)	518円

特定の施設に入居している人が利用するサービス

有料老人ホームや軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などのうち、介護保険の指定を受けた施設に入居している人が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



要介護 特定施設入居者生活介護

▼サービス費用のめやす

1日あたり	要介護1	550円
	要介護2	618円
	要介護3	689円
	要介護4	755円
	要介護5	825円

要支援 介護予防特定施設入居者生活介護

▼サービス費用のめやす

1日あたり	要支援1	186円
	要支援2	318円

※食費、居住費などは別途かかります。
※費用は施設の種類・サービスによって異なります。

使用している
マークの意味

要介護 要介護1～5の人が利用できるサービス
要支援 要支援1・2の人が利用できるサービス

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

契約するときの注意点・サービスに苦情や不満があるとき

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者相談センター(地域包括支援センター)とは

その他の在宅サービス

一時的に介護ができないとき

要介護 短期入所生活(療養)介護(ショートステイ)

介護老人福祉(保健)施設などに短期間入所し、日常生活の支援や機能訓練が受けられます。

▼サービス費用のめやす

介護老人福祉施設 (ユニット型個室・ユニット型個室的多床室)生活介護 (1日あたり)	要介護1	716円
	要介護2	786円
	要介護3	862円
	要介護4	934円
	要介護5	1,004円
介護老人福祉施設 (従来型個室)生活介護 (1日あたり)	要介護1	614円
	要介護2	684円
	要介護3	758円
	要介護4	829円
	要介護5	899円
介護老人福祉施設 (併設型・多床室)生活介護 (1日あたり)	要介護1	614円
	要介護2	684円
	要介護3	758円
	要介護4	829円
	要介護5	899円
介護老人保健施設 (ユニット型個室・ユニット型個室的多床室)療養介護 (1日あたり)	要介護1	848円
	要介護2	896円
	要介護3	962円
	要介護4	1,017円
	要介護5	1,071円
介護老人保健施設 (従来型個室)療養介護 (1日あたり)	要介護1	764円
	要介護2	813円
	要介護3	876円
	要介護4	931円
	要介護5	985円
介護老人保健施設 (基本型・多床室)療養介護 (1日あたり)	要介護1	842円
	要介護2	893円
	要介護3	958円
	要介護4	1,011円
	要介護5	1,067円

※食費、滞在費、日常生活費などは別途かかります。
※費用は施設の種類・サービスによって異なります。

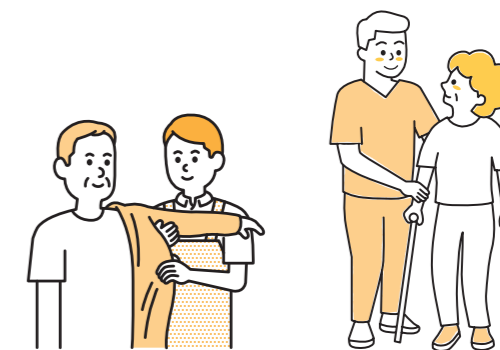
要支援 介護予防短期入所生活(療養)介護(ショートステイ)

介護老人福祉(保健)施設などに短期間入所し、日常生活の支援や機能訓練が受けられます。

▼サービス費用のめやす

介護老人福祉施設 (ユニット型個室・ユニット型個室的多床室)生活介護 (1日あたり)	要支援1	538円
	要支援2	668円
介護老人福祉施設 (従来型個室)生活介護 (1日あたり)	要支援1	459円
	要支援2	571円
介護老人福祉施設 (併設型・多床室)生活介護 (1日あたり)	要支援1	459円
	要支援2	571円
介護老人保健施設 (ユニット型個室・ユニット型個室的多床室)療養介護 (1日あたり)	要支援1	633円
	要支援2	800円
介護老人保健施設 (従来型個室)療養介護 (1日あたり)	要支援1	588円
	要支援2	737円
介護老人保健施設 (基本型・多床室)療養介護 (1日あたり)	要支援1	622円
	要支援2	785円

※食費、滞在費、日常生活費などは別途かかります。
※費用は施設の種類・サービスによって異なります。



介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

契約するときの注意点・サービスに苦情や不満があるとき

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者相談センター(地域包括支援センター)とは

その他の在宅サービス

地域密着型サービス

要介護度が比較的高い状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活し続けることができるようにするためのサービスです。

原則として、事業所が所在する市町村の住民だけがサービスを利用できます。費用は施設などの体制などによって異なります。

※利用者負担 1割の場合の費用です。令和8年4月1日現在の費用額のめやす

要介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が綿密に連携しながら、定期的な訪問サービスと随時の対応を行う訪問サービスが受けられます。

▼サービス費用のめやす

一体型 (訪問看護サービスを利用する場合) (1か月あたり)	要介護1	8,113円
	要介護2	12,674円
	要介護3	19,346円
	要介護4	23,849円
	要介護5	28,893円

要介護 地域密着型通所介護(デイサービス)

小規模なデイサービスセンターに通って、入浴・排せつ・食事の介助、機能訓練などが受けられます。

▼サービス費用のめやす

小規模な通所介護(1回) (7時間以上8時間未満の場合)	要介護1	764円
	要介護2	903円
	要介護3	1,047円
	要介護4	1,189円
	要介護5	1,331円

難病やがん末期の人などが、常時看護師による観察がある環境で、入浴・排せつ・食事の介助や日常生活上の支援などを受けられます。

▼サービス費用のめやす

療養通所介護 (1か月あたり)	要介護1~5	12,964円
--------------------	--------	---------

※食費などは別途かかります。

使用している
マークの意味

要介護 要介護1~5の人が利用できるサービス
要支援 要支援1・2の人が利用できるサービス

要介護 認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)

要支援 介護予防認知症対応型通所介護

認知症と診断された人が、デイサービスセンターに通って、入浴・排せつ・食事の介助、機能訓練などを受けられます。

▼サービス費用のめやす ※食費、宿泊に関する費用などは別途かかります。

単独型(1回あたり) (7時間以上8時間未満の場合)	要支援1	876円
	要支援2	978円
	要介護1	1,011円
	要介護2	1,121円
	要介護3	1,231円
	要介護4	1,342円
	要介護5	1,452円

要介護 小規模多機能型居宅介護

要支援 介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心としながら、訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、入浴・排せつ・食事の介助、調理・洗濯・掃除などの家事、健康状態の確認や機能訓練など多機能なサービスが受けられます。

▼サービス費用のめやす ※食費、宿泊に関する費用などは別途かかります。

1か月あたり	要支援1	3,509円
	要支援2	7,091円
	要介護1	10,636円
	要介護2	15,632円
	要介護3	22,740円
	要介護4	25,097円
	要介護5	27,672円

要介護 看護小規模多機能型居宅介護

介護度が高く、医療ニーズの高い人に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護が受けられます。

▼サービス費用のめやす ※食費、宿泊に関する費用などは別途かかります。

1か月あたり	要介護1	12,659円
	要介護2	17,711円
	要介護3	24,898円
	要介護4	28,238円
	要介護5	31,942円

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

契約するときの注意点・サービスに苦情や不満があるとき

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者相談センター(地域包括支援センター)とは

その他の在宅サービス

要介護 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

要支援 介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の人が共同生活住居(グループホーム)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事の介助、日常生活上の支援、機能訓練などが受けられます。

▼サービス費用のめやす ※食費、居住費、日常生活費などは別途かかります。

ユニット数 1つの場合 (1日あたり)	要支援1	利用できません
	要支援2	772円
	要介護1	776円
	要介護2	813円
	要介護3	836円
	要介護4	853円
	要介護5	871円

要介護3以上 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)

※要介護1または2の人は、やむを得ない理由があると認められた場合のみ入所が可能です。
定員29人以下の特別養護老人ホームに入所して、入浴・排せつ・食事の介助、日常生活上の世話などが受けられます。

▼サービス費用のめやす ※食費、居住費、日常生活費などは別途かかります。

ユニット型個室の場合 (1日あたり)	要介護1	692円
	要介護2	764円
	要介護3	840円
	要介護4	914円
	要介護5	985円

要介護 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回訪問又は随時の訪問により、入浴・排せつ・食事の介助や緊急時の対応などが受けられるサービスです。

サービス費用のめやす▶	1か月あたり	1,010円
-------------	--------	--------

要介護 地域密着型特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた定員29人以下の有料老人ホームなどに入居して、食事・排せつ・食事の介助、洗濯掃除などの家事、日常生活上の支援、機能訓練などが受けられるサービスです。

サービス費用のめやす▶	1日あたり	要介護1	554円
		要介護2	623円
		要介護3	695円
		要介護4	761円
		要介護5	832円



施設サービス

施設サービスの利用者は、サービス費用の1～3割に加え、食費・居住費・日常生活費などを自己負担します。費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

入所した施設によって金額が異なる場合がありますので、詳しくは入所を希望する施設に直接問い合わせてください。

※市町村住民税非課税者などは、食費・居住費が減額となる制度があります。詳細はP.33へ

1 サービス費用の
1割～3割

2 食費

3 居住費

4 その他の
日常生活費

施設により異なります

費用の例：施設を1ヶ月(30日)利用した場合 <要介護3>

●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の場合

<ul style="list-style-type: none"> 多床室では 利用料(1日) 743円～×30日=22,290円 食費(1日) 1,545円～×30日=46,350円 居住費(1日) 915円～×30日=27,450円 その他の日常生活費など 	施設により 異なります	合計 96,090円～
<ul style="list-style-type: none"> ユニット型個室では 利用料(1日) 827円～×30日=24,810円 食費(1日) 1,545円～×30日=46,350円 居住費(1日) 2,066円～×30日=61,980円 その他の日常生活費など 		

●介護老人保健施設(老健)の場合

<ul style="list-style-type: none"> 多床室では 利用料(1日) 921円～×30日=27,630円 食費(1日) 1,545円～×30日=46,350円 居住費(1日) 437円～×30日=13,110円 その他の日常生活費など 	施設により 異なります	合計 87,090円～
<ul style="list-style-type: none"> ユニット型個室では 利用料(1日) 926円～×30日=27,780円 食費(1日) 1,545円～×30日=46,350円 居住費(1日) 2,066円～×30日=61,980円 その他の日常生活費など 		

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

契約するときの注意点は、サービスに苦情や不満があるとき

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者相談センター(地域包括支援センター)とは

その他の在宅サービス

居室(部屋タイプ)について

ユニット型個室	ユニット(10名程度)で利用できる共用のリビングなどを併設している個室
ユニット型個室的多床室	室内は、天井との隙間がある仕切りで個室のように区切られ、ユニット(10名程度)で利用できる共用のリビングなどを併設している居室
従来型個室	リビングを併設していない個室
多床室	4人部屋などの個室以外の居室(相部屋)

※利用者負担1割の場合の費用です。令和8年4月1日現在の費用額のめやす

要介護3～5 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

※要介護1または2の人は、やむを得ない理由があると認められた場合のみ入所が可能です。

入所できるのは、身体上または精神上著しい障がいがあるため、常に介護が必要で、自宅では介護できない人です。入所した要介護者は、食事・排せつ・入浴などの介護や日常生活上の世話や健康管理を受けられます。また、少人数の家庭的な雰囲気の中で、サービスの提供を行う施設もあります。(ユニットケア)

●居室(部屋タイプ)はユニット型個室、ユニット型個室的多床室、従来型個室、多床室があります。

▼サービス費用のめやす

ユニット型個室・ ユニット型個室的多床室 (1日あたり)	要介護1	680円
	要介護2	751円
	要介護3	827円
	要介護4	899円
	要介護5	969円
従来型個室 (1日あたり)	要介護1	598円
	要介護2	669円
	要介護3	743円
	要介護4	814円
	要介護5	884円
多床室 (1日あたり)	要介護1	598円
	要介護2	669円
	要介護3	743円
	要介護4	814円
	要介護5	884円

※食費、滞在費、日常生活費などは別途かかります。

使用している
マークの意味

要介護 要介護1～5の人が利用できるサービス

要介護 介護老人保健施設(老健)

入所できるのは、病状が安定し、在宅生活への復帰を目指したりリハビリに重点をおいた介護が必要な人です。入所した要介護者(要介護1～5に認定されている人)は、医学的な管理のもとでの看護やリハビリ、食事・排せつ・入浴などの介護や日常生活上の世話を受けられます。

●居室(部屋タイプ)はユニット型個室、ユニット型個室的多床室、従来型個室、多床室があります。

サービス費用のめやす▶



ユニット型個室・ ユニット型個室的多床室 (1日あたり)	要介護1	814円
	要介護2	860円
	要介護3	926円
	要介護4	982円
	要介護5	1,033円
従来型個室 (1日あたり)	要介護1	727円
	要介護2	774円
	要介護3	840円
	要介護4	896円
	要介護5	945円
多床室 (1日あたり)	要介護1	805円
	要介護2	855円
	要介護3	921円
	要介護4	975円
	要介護5	1,027円

要介護 介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な人が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。医療ニーズの高い要介護者を対象とするI型と、比較的容態が安定した要介護者を対象とするII型があります。

サービス費用のめやす▶



ユニット型個室・ ユニット型個室的多床室 (1日あたり)	要介護1	862円
	要介護2	974円
	要介護3	1,216円
	要介護4	1,319円
	要介護5	1,412円
従来型個室 (1日あたり)	要介護1	731円
	要介護2	844円
	要介護3	1,085円
	要介護4	1,189円
	要介護5	1,281円
多床室 (1日あたり)	要介護1	845円
	要介護2	957円
	要介護3	1,199円
	要介護4	1,301円
	要介護5	1,395円

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

契約するときの注意点・サービスに苦情や不満があるとき

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者相談センター(地域包括支援センター)とは

その他の在宅サービス

生活環境を整えるサービス

福祉用具の貸与

次の13種類が貸し出しの対象ですが、要介護度によって利用できる用具が異なります。

- 利用できる。
- × 原則として利用できない。
- ▲ 尿のみを吸引するものは利用できる。

	要支援 1・2	要介護 1	要介護 2・3	要介護 4・5
・手すり(工事をとまなわないもの) ・スロープ(工事をとまなわないもの) ・歩行器 ・歩行補助つえ	○		○	○
・車いす ・車いす付属品 ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト	×		○	○
・自動排せつ処理装置	▲		▲	○

■費用のめやす

- 貸出料の1割から3割が自己負担です。貸出料は用具の種類や事業所によって異なります。
- 月々の「在宅サービス」支給限度額の範囲内で利用できます。

・自分に合った用具を借りるために、ケアマネジャー、高齢者相談センター(地域包括支援センター)、介護保険課、各支所市民サービス課の窓口にご相談しましょう。

・商品ごとに全国平均貸与価格が公表されており、上限額が設定されています。

特定福祉用具購入

要介護 1~5 要支援 1・2

購入費支給の対象は、次の9種類です。

- ・腰掛便座 ・自動排せつ処理装置の交換部品 ・排泄予測支援機器 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具の部分 ・スロープ ・歩行器 ・歩行補助つえ

【※スロープ、歩行器、歩行補助つえは貸与と販売の選択制です。】

■費用のめやす

- 購入費の1割から3割が自己負担であり、同一年度(4月1日から翌年3月31日)で10万円の限度額です。10万円までの購入費に関して、7~9割の金額が支給されます。

■支払い方法

償還払い…利用者は販売業者に、購入費の全額を支払います。申請後、対象額の7~9割の金額が利用者に支給されます。
受領委任払い…利用者は販売業者に、購入費のうち自己負担分(1~3割)の金額を支払います。申請後、業者に対象額の7~9割が支給されます。

※ただし、以下のいずれかにあてはまる場合、受領委任払いは利用できません！

①介護保険料に滞納がある。 ②介護認定の新規申請中で、認定結果が出る前に特定福祉用具を購入した。

- ・指定事業所での購入のみが対象になります。(事業所には福祉用具専門相談員がいます)
- ・同一品目(同じ用途のもの)を複数購入することは原則できません。
- ・自分に合った用具を購入するために、ケアマネジャー、高齢者相談センター(地域包括支援センター)、介護保険課、各支所市民サービス課の窓口にご相談しましょう。

住宅環境を整備するサービス

要介護 1~5 要支援 1・2

住宅改修

要介護・要支援認定を受けた方が、住み慣れた自宅で自立した日常生活を送れるよう、生活環境を整えるための小規模な工事について、費用の一部が支給される制度です。

支給の対象は、次の6種類の工事です。

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

■費用のめやす

- 工事費の1割から3割が自己負担であり、原則として、生涯で20万円の限度額となります。(例: 20万円までの工事費が対象になるため、負担割合が1割の被保険者自宅にスロープ設置工事をし、21万円かかった場合、限度額の9割である18万円が支給され、残りの3万円が自己負担となります)

■支払い方法

償還払い…利用者は施工業者に、工事費の全額を支払います。申請後、対象額の7~9割が利用者に支給されます。

受領委任払い…利用者は施工業者に、工事費のうち自己負担分の金額を支払います。

申請後、施工業者に対象額の7~9割が支給されます。

※ただし、以下のいずれかにあてはまる場合、受領委任払いは利用できません！

- ①介護保険料に滞納がある。
- ②介護認定の新規申請中で、認定結果がまだ出ていない。
- ③入院中・入所中で、被保険者証の住所地に実際に住んでいない。
- ④引越し等の都合で、被保険者証の住所地と異なる場所の建物をあらかじめ改修しようとする。

住宅改修利用の手順

保険給付されるまでの流れ

- ①ケアマネジャーや高齢者相談センター(地域包括支援センター)等に相談します。
- ②施工業者を選定します。
- ③市役所介護保険課または各支所市民サービス課に事前申請書類を提出します。
- ④市での審査が終了すると承認通知書が郵送されます。
※承認通知書が届いてから工事を始めます。
- ⑤工事が終わったら、施工業者に費用を支払った後に、市役所介護保険課または各支所市民サービス課に完了報告書類を提出します。
- ⑥審査のうえ、口座振り込みにより給付金をお支払いします。
(振り込む前に、通知が郵送されます。)

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

契約するときの注意点・サービスに苦情や不満があるとき

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者相談センター(地域包括支援センター)とは

その他の在宅サービス